別表第１（第６条関係）

　　　本人確認書類

１　本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しとする。ただし、住所、生年月日、氏名及び顔写真が明瞭に区別でき、かつ、申請を行う日において有効なもの（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置が取られているものは、この限りでない。）で、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

　(1)　運転免許証（両面）

　(2)　個人番号カード（表面のみ）

　(3)　写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）

　(4)　在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る）（両面）

　(5)　前各号に掲げるもの以外のものであって、必要事項を確認できる顔写真付きの証明書等

　(6)　前各号に掲げるいずれのものも保有していない場合、住民票の写し、各種健康保険証（両面）の写し等２点の提示

２　１の各号に規定するいずれの書類についても個人番号の記載のないものに限るものとする。